



郡山市では、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅サービス利用料の一部を補助します。

郡山市若年がん患者在宅療養支援事業

対象者

以下のすべてに該当する郡山市民が対象です。

- 18歳以上40歳未満の方
- 在宅生活を送るがん患者（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、治癒を目的とした治療を行わない方）で、支援及び介護が必要な方
- 他の制度において同様のサービスを利用できない方

令和4年10月
から事業開始



対象サービス

- 訪問介護
身体介護・生活援助・乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具貸与
特殊寝台、車いす、歩行器、手すり（工事を伴わないもの）など
- 福祉用具購入
腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など

補助金額

	サービスの上限 (補助の上限)	自己負担金
生活保護受給者 以外の方	月額 13万円 (月額 11万7千円) 9割	※サービス利用料の 1割
生活保護受給者	月額 13万円 (同上) 10割	※無料

※サービスの上限額を上回る利用料は自己負担となります。

事業を利用できる期間

- 事業の申請日から1年間（条件によりさらに1年間延長できます。）

【申請・お問合せ窓口】 〒963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号

郡山市保健所 健康づくり課 電話：024-924-2900 FAX：024-934-2960

利用の流れについては、裏面をご覧ください



◆ 利用の流れ

① 利用申請

次の書類を郡山市保健所健康づくり課に提出してください。(郵送可)

- (1) 郡山市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書 (要領第1号様式)
 - (2) 郡山市若年がん患者在宅療養支援事業意見書 (要領第2号様式)
- ※ 意見書の作成料は利用者負担になります。



② 利用決定の通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、決定通知書を郵送します。

③ サービスの利用

サービス提供事業者と契約を結び、サービス利用を開始してください。

なお、利用決定された場合は、利用申請日にさかのぼって補助対象となります。

④ サービス利用料の支払い

受領委任払いと償還払いの2種類あり、利用者が選択できます。

● 受領委任払い：利用者の委任により、サービス提供事業者は補助金を支払いますので、利用者は残りの額をサービス提供事業者へ支払います。

● 償還払い：利用者はサービス提供事業者から請求された額をいったん全額支払った後に、補助金の交付を申請します。郡山市が利用者に補助額を支払います。

※ 受領委任払い、償還払いのどちらも領収書とサービスの内容・利用回数・金額が記載された利用明細書を必ず発行してもらってください。

⑤ 補助金の交付申請

次の書類を郡山市保健所健康づくり課に提出してください。

- (1) 郡山市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付申請書 (要綱第1号様式)
※ サービス利用に係る領収書の写しを添付してください。
- (2) 郡山市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金サービス利用報告書 (要綱第2号様式)
- (3) 郡山市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金に関する委任状 (要綱第3号様式)
※ サービス利用料を受領委任払いとする場合は提出してください。

⑥ 補助金の支払い

申請内容を審査し、郡山市から指定の口座に補助金を支払います。

